## X431 製品シリーズ使用許諾契約書

※本使用許諾はご購入されたランチテックスキャンツール X431 製品シリーズをご使用いただく際に必要となる各種契約となります。

# 序文

この使用許諾契約書は、お客様がご購入されたスキャンツール X431 製品シリーズ(以下、「本装置」)と 共にランチテック株式会社ならびにランチテックジャパン株式会社(以下、「弊社」)から提供されるソフトウェアおよびそれに付随するマニュアル等の関連資料、保守体系等のご使用条件を定めたものです(以下、ソフトウェアと関連資料をあわせて、「本製品」とします)。

お客様は使用許諾契約書内容ならびに本契約の各条項の拘束を受けることを同意の上、本装置、ウェブサイト、ソフトウェア、保守(コールセンター案内業務)をご使用(利用)いただくものとします。お客様がソフトウェアの使用を開始した時点で本契約は成立したものと見なされます。ご同意いただけない場合は、ソフトウェアの使用を開始する前に、本装置と共にご購入先までご返却ください。

また、本製品中のメディア関連資料は、お客様が本製品の使用者であることを証明する資料となりますので、お客様の責任において本装置とあわせて大切に保管、管理してください。

#### 第1条 ユーザー情報保護規定

弊社では、ユーザーの個人情報を、以下の目的の範囲内で使用いたします。

- ①弊社発行物の配布
- ②弊社及び関連イベントのご案内
- ③その他弊社並びに運営に付帯関連する事業への利用

上記事業の範囲に含まれる具体的な業務の例は次の通りとなります。

- ・弊社発行の会誌の送付を行う。
- 弊社イベント及びユーザーイベントの告知業務を行う。
- 弊社製品のカタログパックの送付を行う等。
- 弊社運営に関するアンケートを実地など。
- ・登録されているユーザー情報を、ユーザー本人が確認や修正できる手段を提供する。
- 本装置買い替え等、代替え製品にて登録情報の共有。
- ・製品購入時における入金に関連する事務作業での利用。
- その他これらに付帯関連する業務に資するための諸活動。

# 1.弊社が収集・管理するユーザー情報の範囲

弊社が収集・管理するユーザー個人情報は、前項の利用目的のため必要最小限に限り具体的に以下の内容と致します。

- (1)氏名または名称
- (2)所属機関名
- (3)役職
- (4)住所
- (5)電話番号及び FAX 番号
- (6)電子メールアドレス

#### 2.目的以外のユーザー情報の利用

前項の利用目的外でユーザー情報を取得して利用する際には、その利用目的と問合せ先を明示するものとする。それによって取得した個人情報は、ユーザーに明示した利用目的の範囲を超えて利用することを行いません。

#### 3.登録されたユーザー情報の照会

ユーザーは、弊社が保持し個別に適合する情報の開示を求めることができ且つ、その内容の修正を弊 社既定の範囲にて自らが行えるものといたします。

#### 4.ユーザー情報の問い合わせの窓口

ユーザー情報に関する照会、依頼の窓口は第 5 条保守連絡に定める方法にて別に記載する各連絡窓口にてこれを行う。

#### 第2条 定 義

# 1.ソフトウェア

本製品にて提供されるコンピュータプログラムアプリケーションその他を言い特段の記載がない限り、弊 社が権利者の許諾のもとに提供する第三者の著作物も含むものとします。

## 2.ソフトウェアの使用

弊社が運営するウェブストレージに既定の操作にて接続、弊社承認の上、データのダウンロードを行いコンピュータのハードディスクに複製。(一部の装置では直接、装置本体の記憶機関に上記規定操作によりデータのダウンロードを実行する)ソフトウェアをさらに規定操作によりメモリをアップロードし、記憶装置に実行することにより本装置へ転送されソフトウェアを使用することをいいます。

#### 第3条 使用条件

- 1.ソフトウェアは本装置上でのみ使用することができます。
- 2. お客様は、お客様が本装置を占有し管理していることを条件として、本装置を第三者に使用させ、本 装置にインストールされているソフトウェアを当該第三者に使用させることができるものとします。
- 3. ソフトウェアの使用に関し、本契約書以外に個別に条件が定められている場合は、本契約書とあわせて遵守いただくものとします。個別の条件が本契約書と異なる場合は、個別の条件が優先するものとし

#### 第4条 禁止事項

お客様は、本契約書で許諾される場合を除き以下の行為を行わないものとします。

- ①本装置以外でのソフトウェアの複製および使用ならびにマニュアル等関連資料の複製
- ②コンピュータプログラムの改変あるいはリバースエンジニアリング
- ③コンピュータプログラムの全部または一部の第三者に対する再配布
- ④ソフトウェアの再使用許諾、あるいはその複製物の貸与、譲渡
- ⑤本製品の貸与、レンタル、疑似レンタル行為あるいは中古品取引
- \*購入使用登録契約により第三者に転売、譲渡した際は「弊社」に連絡の上、保障期間が残存する場合、「弊社」が定める契約の更新が必要です。(有料)
- \*本装置各製品において代替え又は買い替え等により弊社より購入条件を告知明示の上、了承購入 された場合製品はその提示条件のみ本契約が適用されます。条件に反する使用が判明した場合弊 社は本装置の使用停止を求めソフトウェア作動に制限を設けます。

## 第5条 保守連絡

- 1.本製品使用に際し、「弊社」にて用意する保守連絡業務は維持運営を「弊社」にて行いこれを利用する際の一切の費用をお客様負担とさせていただきます。
- 2.「弊社」にて用意する保守連絡窓口は一般公衆回線を通じ電話、ファックス、インターネット連動窓口のみといたします。「弊社」よりお客様先へ訪問の上、これら保守連絡業務は行いません。 \*各種連絡窓口の情報は付帯資料を参照ください。

## 第6条 保証範囲(否認)

- 1.本製品の品質および機能がお客様の使用目的に適合することを保証するものではなく、また本契約書に明示的に記載された以外、一切、本製品についての瑕疵担保責任および保証責任を負いません。本製品の選択導入はお客様の責任で行っていただき、本製品の使用およびその結果についても同様とします。「弊社」あるいは「弊社」の権限ある代表者の、口頭あるいは書面による通達、情報等は本規定ならびに契約を超え新たに保証を行うものではありません。「弊社」に瑕疵があると判明した場合においても、お客様は全てのサービス、修理もしくは修正に要する全費用を負担いたします。
- 2.本製品の使用または使用不能から生ずる直接的または間接的損害について弊社は一切責任を負いません。
- 3.法が禁じない範囲において「弊社」は「弊社」規定のソフトウェアの使用もしくは使用不可に起因する可能性のある、全ての遺失利益またはその他の消失(各種想定される商業的損失含む)身体的損傷または付随する二次的損害/損傷においても一切の責務を負いません。
- 4.本契約(別記保証規定)並びに保証規定の同意をいただくと本契約の了解を得たものといたします。同意いただけたお客様にて、もれなく弊社の定める保証業務を引き受けさせていただきます。

## 第7条 有効期間

- 1.本契約の有効期間は、本契約成立の時からお客様が本製品の使用を停止するまでとします。但し、 製品保証、保守業務に於いて期間の定めがある場合これを例外といたします。
- 2.お客様が本契約のいずれかの条項に違反したとき、または弊社の有する著作権を侵害したときは、弊社は本契約を解除しお客様のご使用を終了させることができます。
- 3.本契約が終了した場合、お客様は速やかにお客様のご負担で本製品を弊社に返却あるいは破棄して いただくものとします。

# 第8条 一般条項

お客様および弊社は、本契約に関連して発生した紛争については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

## 補記

ご使用条件は、「国際物品売買契約に関する国連条約」には準拠せず、その適用は明示的に除外されます。ご使用条件の一部が、無効及び強制力がないとされた場合でも、その残りの部分には影響を与えず、有効かつ強制力があるものとします。お客様が使用する、ソフトウェアは米国輸出管理法又はその他の輸出規制法、規則、規定によって禁止されている国に出荷、移転又は輸出されることがなく、またはそれらの法令で禁止されている形で使用されることがないものとします。